

## 青梅市自治会連合会規約

(名称および事務所)

第1条 本会は青梅市自治会連合会と称し、事務所を青梅市役所内に置く。

(組織)

第2条 本会は青梅市内の自治会をもって組織する。

2 本会の運営を円滑にするため、前項の自治会を区分して支会を組織する。

(目的)

第3条 本会は会員の福祉増進と自治会の健全な発展を図るため、自治会相互の連絡協議によって市政への協力および民意反映に努めるとともに、自治会相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会活動に関する調査研究に関すること。
- (2) 自治会活動に資する研修会等の開催に関すること。
- (3) 自治会相互の連絡調整を図ること。
- (4) 市政への協力に関すること。
- (5) 関係機関および団体との協力連携に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 会長   | 1名    |
| (2) 副会長  | 1名    |
| (3) 会計   | 1名    |
| (4) 常任理事 | 10名以内 |
| (5) 理事   | 若干名   |
| (6) 会計監事 | 3名    |

2 前項第1号、第2号および第3号の役員は、支会長または支会長経験者のうち別に定める推薦委員会の推薦する者、および同項第4号の役員は支会長のうち役員会の推薦する者を総会の承認を得て決定する。

3 第1項第5号および第6号は副支会長のうちから役員会の推薦する者を総会の承認を得て決定する。

(役員職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は本会の経理をつかさどる。

4 常任理事は理事を指揮し会務を執行する。

5 理事は会務を執行する。

6 会計監事は会計事務を監査する。

第6条の2 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会に諮って会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員のうち、会長、副会長および会計の任期は2年とし、常任理事、理事および会計監事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が任期中に退任したとき、後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(機関)

第8条 本会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 支会長会

(総会)

第9条 総会は定期総会および臨時総会とし、自治会長全員をもって構成する。

2 定期総会は毎年1回5月にこれを開き、臨時総会は必要に応じ会長が招集する。

3 総会の議長はそのつど総会において選出する。

(総会の権限)

第10条 総会は次の事項を審議する。

(1) 規約の改廃

(2) 事業報告および決算の承認

- (3) 役員承認
- (4) 事業計画および予算の議決
- (5) その他必要な事項

(役員会)

第11条 役員会は役員全員をもって構成し、随時会長が招集する。

2 役員会の議長は会長とする。

(支会長会)

第12条 支会長会は、会長、副会長、会計および常任理事で構成し、随時会長が招集する。

2 支会長会の議長は、副会長とする。

(機関の成立と議事の決定)

第13条 総会、役員会および支会長会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(専門委員会)

第14条 第4条の事業を円滑に推進するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によるものとし、会議は、必要に応じて委員長が招集する。

3 専門委員会は、会議が終了したときは、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(経費の負担)

第15条 本会の経費は各自治会の負担金および市の交付金その他をもってこれに充てる。

(会計)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

(規約の改廃)

第17条 この規約を改廃しようとするときは、第13条第2項の規定にかかわらず、総会において構成員の過半数以上の賛成を必要とする。

(その他必要な事項)

第18条 この規約の施行に際し必要な事項は、役員会の議を経て会長が

定める。

付 則

- 1 この規約は昭和35年5月3日から施行する。
- 2 青梅市自治会長会規約は廃止する。

付 則

- 1 この規約は公布の日から施行し、昭和36年11月1日から適用する。
- 2 この規約は昭和44年5月16日から施行し、昭和43年12月25日から適用する。

付 則

この規約は昭和46年5月22日から施行する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この規約は平成18年5月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この規約は平成24年5月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この規約は令和3年5月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。